

地元説明会での意見及び対応

- 1 日 時 令和 8 年 1 月 25 日 (日) 午後 6 時～
- 2 場 所 馬渡新農村集落センター
- 3 内 容 茨城県央環境衛生組合新処理施設整備基本計画 (案) について
- 4 参加者数 13名
- 5 意見数 7 件

No.	意見の概要	説明会での事務局の対応	案に反映する意見
1	施設配置について、グラウンド中央に施設が配置されている。田畑から更に離すよう基本計画修正を強く望む。	修正するよう検討する。	○
2	放流配管のルートについて、もう決まっているのか。私有地を通す場合は事前に話があるか。	具体的なルートについては決定していないが、町有地に布設することを検討している。私有地に布設する場合は事前に相談する。	
3	水処理方式の生物学的脱窒素処理方式とは何か。	微生物の働きを利用し、し尿や浄化槽汚泥等をきれいにする方式である。標準脱窒素処理方式を除くとしているのは、生物学的脱窒素処理方式は4種類あり、そのうち標準脱窒素処理方式は、水を大量に使用し希釈する方式であり水槽の大型化が懸念され、新たな施設ではコンパクト化を目指していることから採用しないこととしている。	
4	放流水の放流にあたって塩素は使用するのか。	廃棄物処理法により放流水の滅菌消毒は必須となっている。消毒方法は次亜塩素酸による方法や紫外線で照射する方法があり、現段階では決まっておらず、発注段階において決定する。	
5	施設の運営状況について日常管理表などの閲覧は可能なのか。	施設の運営管理状況については、適正な処理が行えているか等の確認をするモニタリング業務を組合が行う。何らかの方法により皆様へ情報を共有する予定であり、今後検討していく。	
6	施設の運営期間が15年となっており、現在の施設は改修工事等により長期間運営していると思うが、運営期間が短くなるのか。	最初の契約としては15年としているが、その後も改修工事等をしながら運営は続けていく予定である。	
7	D B O方式により民間事業者へ委託するというが、組合運営がこれまでと変わるのか。	し尿処理は民間事業者が担うことになるが、組合運営はこれまでどおり組合職員が担うので、地元の皆様との調整は引き続き組合職員が対応する。	